

西成区生活支援体制整備事業協議体会議開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第4に規定する高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備のため、西成区における生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化のための協議体会議（以下「会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 西成区内の各地域包括支援センター 関係者
 - (3) 特定非営利活動法人、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、ボランティア団体、介護サービス事業者等の生活支援等サービスの提供主体又は提供主体となりうる団体の関係者
 - (4) 西成区役所 関係者
 - (5) 社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会 関係者
 - (6) 西成区生活支援コーディネーター
 - (7) その他前条の目的を達するために必要と認める者
- 2 委員の定数は、20名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議における協議事項等)

第4条 会議は、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターと連携し、次に掲げる事項に関し、委員相互における情報の共有と連携を図り、生活支援等サービスの体制整備に向けた方策について、検討・協議する。

- (1) 地域ニーズ及び課題、既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進に関する事項
 - (2) 生活支援等サービスの充実及び担い手の養成に関する事項
 - (3) 関係機関のネットワーク化に関する事項
 - (4) その他、生活支援体制整備事業の実施にあたり、必要と認める事項
- 2 会議は、生活支援体制整備事業の推進に必要な協議、地域ごとのニーズや資源状況、課題などの調査、地域に不足する資源・サービスの開発等を検討するため、西成区地域福祉

推進会議推進チームと連携する。

- 3 会議は、西成区地域福祉推進会議推進チームの会議の開催をもって代えることができる。この場合において、第2条及び第3条の規定は、適用しない。

(関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 会議の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上又は会議を通じて知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局等)

第7条 会議の事務局は、社会福祉法人大阪市西成区社会福祉協議会内に置く。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。